エコアクション21

環境経営レポート

2025年度運用版

（運用期間：2025年4月～2026年3月）



発行日：2026年5月1日

株式会社 エコ・リード

エコアクション21
認証番号 0013406

目　　次

1. 組織の概要 …… 1

2. 認証・登録の対象範囲 …… 6

3. 環境経営方針 …… 11

4. 環境経営目標 …… 12

5. 環境経営計画 …… 13

6. 環境経営計画に基づき実施した取組内容 …… 14

7. 環境経営目標及び環境経営計画の実施・取組結果と
その評価の実績、並びに次年度の取組 …… 17

8. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価
の結果、並びに違反、訴訟等の有無 …… 22

9.代表者による全体の評価と見直し・指示 …… 25

１．組織の概要

（１） 名称及び代表者名

株式会社エコ・リード
代表取締役社長　髙橋　由紀

（２） 所在地

本　　社	〒811-3121	福岡県古賀市筵内字野毛尾1522番地
工場(飼料製造・中間処理)	〒811-3122	福岡県古賀市薦野字下原1172番地1
倉　　庫	〒811-3122	福岡県古賀市薦野1165番地1
工場（圧縮）	〒811-3122	福岡県古賀市薦野字大井手1414番地1

（３） 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者	興梠　晋	TEL：０９２－９４３－０１２８
担当者	新谷　陽一	TAX：０９２－９４３－０１７２
		Mail ：info@ecolead.co.jp

（４） 事業内容

産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物の収集・運搬業
飼料製造業、販売業

ＵＲＬ：　http://ecolead.co.jp/

（５） 事業の規模等

設立年月日　1996年9月5日
資本金　３，５００万円
売上げ額　41184万円（２０２５年度）

区分	本社	工場	圧縮施設	合計
従業員数	12名	11名	―	23名
延床面積	78㎡	1052㎡	53㎡	1183㎡

（６） 事業年度及び実績

年度：4月～翌3月
[2025年度]収集運搬量実績：4815.705（ｔ）
[2025年度]有価物を含む収集運搬量実績：11846（ｔ）
[2025年度]中間処理量実績：911.498（ｔ）
[2025年度]有価物を含む中間処理量実績：8728.737（ｔ）

（７） 組織図

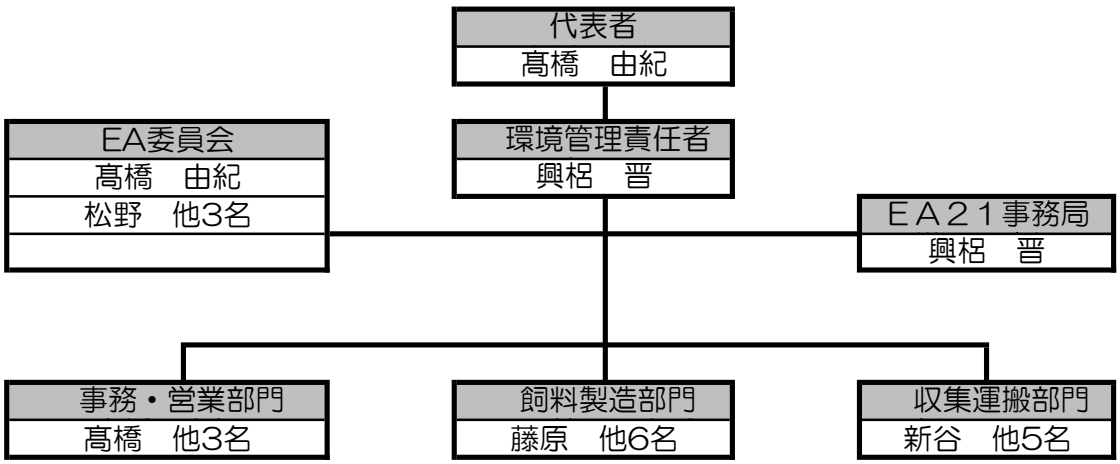

（8） 許可の内容

産業廃棄物収集運搬業					許可項目																			
都道府県及び政令都市	積替保管		許可の年月日及び有効年月日	許可番号	燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス・陶磁器くず	鉱さい	がれき類	家畜の糞尿	家畜の死体	ばいじん	１３号廃棄物	動物系固形不要物
	有	無																						
福岡県		●	令和4年12月15日 令和11年12月14日	4000077735	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		
佐賀県		●	令和4年11月29日 令和11年11月28日	4103077735	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		
長崎県		●	令和5年2月3日 令和12年2月2日	4200077735	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		
大分県		●	令和4年11月21日 令和11年11月20日	4407077735	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		

特別管理産業廃棄物収集運搬業					許可項目																			
都道府県及び政令都市	積替保管		許可の年月日及び有効年月日	許可番号	引火性廃油	引火性廃油（有害）	強酸	強酸（有害）	強アルカリ	強アルカリ（有害）	感染性廃棄物	ＰＣＢ等	廃石綿等	指定下水汚泥	鉱さい（有害）	燃えがら（有害）	廃油（有害）	汚泥（有害）	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	ばいじん（有害）	１３号廃棄物（有害	廃水銀等
	有	無																						
福岡県		●	令和4年12月15日 令和11年12月14日	4050077735	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●		●
佐賀県		●	令和4年11月29日 令和11年11月28日	4153077735	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●		●
大分県		●	令和4年11月21日 令和11年11月20日	4457077735	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●		●

産業廃棄物処分業				
都道府県及び政令都市	事業区分	許可年月日 有効年月日	許可番号	廃棄物種類
福岡県	中間処理（圧縮） 処理能力1.6t/日（8時間）	令和12年8月3日 令和7年9月8日	04020077735	廃プラスチック類※
	中間処理（乾燥） 処理能力8.25t/日（10時間）			動植物性残さ

※自動車等破砕物を除き、軟質系に限る

（9） 施設等の状況（運搬車両と台数）

＜収集運搬車両＞

4t脱着装置付コンテナ専用車	2台
10tウイング車	1台
塵芥車	5台
計量機付塵芥車	1台
強力吸引車(バキュームダンパー)	1台
吸引車(バキューム)	1台
４tダンプ車	1台
２ｔ箱車	2台
４ｔ箱車	1台

＜中間処理施設（車両）＞

4tウイング車	4台
脱着装置付コンテナ専用車（大型）	2台
１０ｔウイング車（収集運搬車両と兼用）	1台

＜中間処理施設(設備)＞

荒解砕機	1基
粉砕機	1基
乾燥機	3基
冷却機	1基
振動フルイ機	1基
計量機	2基

＜圧縮処理施設(設備)＞

圧縮機	1基

（10） 品質規格及び製造工程

品　質　規　格　書

作成日 令和5年1月24日

製品名	菓子粉			
製造会社名	株式会社　エコ・リード			
	〒811-3121　福岡県古賀市筵内字野仏屋1822番地			TEL　092(943)0128
製造工場名	株式会社　エコ・リード 飼料製造工場			
	〒811-3122　福岡県古賀市筵野1172-1			TEL　092(946)9117
外観・性状	・淡茶色　・腐敗、異臭のない事	臭気	腐敗臭のない事	
物性・状態	粉末、顆粒状	品質劣化の判断方法	変色、異臭	
保管条件	温度	常温		
	保管場所	・清潔な環境　・雨水、雪、害虫、害獣等の被害が無いようにすること		
	注意事項	涼やかに出荷する		
包装形態	荷姿	フレコンバッグ	内容量	500kg
製造工程	製品原料→「SDM」一次乾燥機①、②→破砕機→粉砕機→「RD」二次乾燥機→ 移送スクリュー冷却機→振動篩い機→製品フレコン計量機→倉庫保管→出荷			

規格項目	規格	分析結果	単位	検査方法
水分	10%以下	7.5	%	常圧加熱乾燥法
粗たんぱく質	10%以上	13	%	燃焼法（注1）
粗脂肪	14%以下	7.2	%	ジエチルエーテル抽出法
粗繊維	-	0.2	%	酵素法
粗灰分	3%以下	1.8	%	直接灰化法
可溶無窒素物	-	70.3	%	（注2）
ナトリウム	-	0.572	%	原子吸光光度法
リノール酸	-	1.46	%	ガスクロマトグラフィー

注1.　窒素・たんぱく質換算係数：6.25

注2.　計算式：100-（水分+粗たんぱく質+粗脂肪+粗繊維+粗灰分）

第1改定日：2025年7月17日

※福岡県・佐賀県・長崎県の食品加工工場（主に古賀市近郊）で生じた食品残差・ロスの収集運搬及び持込搬入される。
　一次乾燥・二次乾燥と乾燥工程を経て養豚・養鶏用の配合飼料の原材料「菓子粉」にアップサイクルし、販売している。





再生飼料の性状

＜中間処理業＞
①圧縮：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。）
処理能力　　1.06t／日（８時間）

②乾燥：動植物性残さ
処理能力　　8.25t／日（10時間）

◆食品残さ処理フロー図（中間処理工程図）

株式会社エコ・リード

製品ロス・生地・フィリング類　（袋入りパン、食パン、生地、フィリング、など）






① スラッジ乾燥機設備（ＳＤＭ）

引き取りにて搬入された原材料を一次乾燥（荒乾燥）させる設備。含水率を20%～25%程まで下げる。



② 荒解砕機

スラッジ乾燥機設備（SDM）にて乾燥した原料の粒の大きさを均一にし、出荷できる形状および粒の大きさに成形する。



③ 並流式回転乾燥装置：RD-175型

「解砕機」から搬送されてた原料を「回転式乾燥機」で乾燥させる。バーナー及び吹込みファンより熱風を送り、排気ファンで乾燥機内の温度の調整を行う。（含水率 5%～10% まで乾燥）



④ 回転冷却装置：RLD-045型

平流式回転乾燥装置（RD-175型）から排出された乾燥直後の原料の熱量を下げる。
また、異物等の除去も同時に行う。



⑤ 振分計量（※製品化）

回転冷却装置（RLD-045型）から排出された原料を計量のうえ、フレキシブルコンテナに投入する。
（500kg/袋）
☆製品化された原料（コンテナ）は順次出荷。




◆廃プラスチック類処理フロー図（中間処理工程図 ※2024年度～稼働なし　株式会社エコ・リード

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。	
県内食品工場	他
県内運送業	

↓

（品物）
廃プラスチック類

↓

SX―V8055
圧縮



↓

販売（リサイクル）	－
中間処分場	（株）東部開発
管理型埋立	－

2. 認証・登録の対象範囲

（1）対象組織：株式会社エコ・リード　本社、工場（飼料製造・中間処理）、倉庫、工場（圧縮）



本　社　　外観



工場（飼料製造・中間処理）　外観

（2）対象活動

・産業廃棄物処理業　・産業廃棄物の収集/運搬業
・特別管理産業廃棄物の収集/運搬業　・飼料製造業、販売業



工場（飼料製造・中間処理） 外観2



工場（飼料製造・中間処理） 外観2



工場（圧縮）（廃プラスチック）



工場（圧縮）（廃プラスチック）



倉庫(外観)



倉庫(外観)



飼料製造工場　SDM増設（2024年4月）



飼料製造工場

3.環境経営方針

＜環境経営理念＞

私たち、株式会社エコ・リードは、産業廃棄物の収集運搬、処理及び食品リサイクル、飼料製造などの事業活動を通じ、自然と人間が共存できる清潔で安全な街づくりを目指して、会社をあげて環境経営を推進し、継続的改善に努めます。

＜環境行動指針＞

当社の環境経営理念に基づき、持続可能な社会の実現に向け積極的に環境保全活動に取り組み、安全・安心な廃棄物処理を行います。

1. 当社の事業に関連する環境関連法規等を遵守します。

2. 当社は次の項目を重点項目として、環境活動を計画的に取り組みます。

（1）エネルギーの効率的利用による二酸化炭素排出量の削減

（2）廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

（3）水使用量の削減

（4）環境配慮商品購入の推進

（5）エコ・リードシステムによる再資源化率の向上

（6）食品廃棄物の再資源化促進

（7）地域貢献の実施

3.当社の毎年の環境への取組み状況を環境経営レポートにとりまとめ、全社員に周知させ一般にも公表します。

＜エコ・リードシステムとは＞

弊社独自の廃棄物一元管理システムです。
コンプライアンス上のリスク回避 （取引先許可証の管理、マニフェスト管理等）や、廃棄物の種類に応じた処理工程を見える化するとともに、リサイクル率やCO2排出量を算出できるシステムです。



制定日　2023年4月28日

株式会社　エコ・リード

代表取締役　髙橋　由紀

4.環境経営目標(年間)

環境目標	サイト区分	単位	基準年2024年度実績値	目標			
				2025年度(1%削減)	2026年度(2%削減)	2027年度(3%削減)	2028年度(4%削減)
			2024.4～2025.3	2025.4～2026.3	2026.4～2027.3	2027.4～2028.3	2028.4～2029.3
1. 二酸化炭素排出量の削減	全社	kg-CO_2	1,053,822	1,043,284	1,032,851	1,022,522	1,012,297
①電気使用量の削減	本社	kWh	3,832	3,794	3,756	3,718	3,681
	工場倉庫(飼料)	kWh	393,600	389,664	385,767	381,910	378,091
	工場(倉庫)	kWh	14,210	14,068	13,927	13,788	13,650
	トラックスケール	kWh	—	※6月～運用開始	—	—	—
	工場(圧縮)	kWh	— ※1	—	—	—	—
②ガソリン使用量の削減	本社	ℓ	163	161	160	158	156
③軽油使用量の削減	全社	ℓ	64,237	63,595	62,959	62,329	61,706
④液化石油ガス使用量の削減	全社	kg	224,711	222,464	220,239	218,037	215,856
2. 廃棄物排出量の削減							
①一般廃棄物排出量の削減	本社	kg	626	620	614	607	601
②産業廃棄物のリサイクル率向上	工場	%(リサイクル率)	37	38(1%増)	39(2%増)	40(3%増)	41(4%増)
3. 水使用量の削減	本社	m^3	440	436	431	427	422
4. 環境配慮商品購入の推進	全社	品数	20	21	22(1品目増)	23(1品目増)	24(1品目増)
5. 廃棄物収集運搬量の増加	全社	t	9,766	9,864(1%増)	9,962(2%増)	10,062(3%増)	10,163(4%増)
6. 食品廃棄物の再資源化促進	工場(飼料)・倉庫	%(再資源化率)	89	90(1%増)	91(2%増)	92(3%増)	93(4%増)
7. 地域貢献の実施	全社	継続的実施	実施済	実施	実施	実施	実施

備考)

・二酸化炭素排出量の購入電力排出係数は、九州電力㈱分は2023年度調整後排出係数(0.406kg-CO2/kWh)

工場は伊藤忠エネクス㈱2023年度調整後排出係数(0.524kg-CO2/kWh)を使用した

・( )は、基準年に対する増減率を示す

・化学物質は使用実績がないため、目標から除外した

※1社員常駐ではなく作業時のみ必要最低限の電力を使用する場所なので目標の設定はしていない

現在、圧縮による中間処理は稼動がない為、実績なし。

5. 環境経営計画

環境経営目標を達成するため、以下の具体的な取り組み(活動項目)を設定して、全社員で取り組みました。

1. 二酸化炭素排出量の削減

活動項目	サイト区分	責任者	達成手段	担当者	スケジュール
①電気使用量１%の削減	本社	新谷	1. 室内温度は冷房時２８度、暖房時２０度を目安にエアコン設定温度を調節する	丸目	冷房期：5～9月 暖房期：11～3月
			2. 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行して、冷暖房温度や機器使用を抑える	丸目	通年
			3. 夜間、休日、パソコン、プリンター等の主電源を切る	丸目	通年
			4. 昼休みは事務所の照明を消す	丸目	通年
	工場	藤原	1. 室内温度は冷房時２８度、暖房時２０度を目安にエアコン設定温度を調節する	山田（隆）	冷房期：5～9月 暖房期：11～3月
			2. 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行して、冷暖房温度や機器使用を抑える	山田（隆）	通年
			3. 夜間、休日、パソコン、プリンター等の主電源を切る	山田（隆）	通年
			4. 昼休みは事務所の照明を消す	山田（隆）	通年
②ガソリン使用量１%の削減	本社	吉木	1. アイドリング・ストップを励行する	吉木	通年
			2. 急発進・急加速を行わない	吉木	通年
			3. タイヤの空気圧を定期的に確認する	吉木	通年
			4. 移動ルートを調べ、走行距離の短縮化を図る	吉木	通年
③軽油使用量１%の削減	本社	新谷	1. アイドリング・ストップを励行する	丸目	通年
			2. 急発進・急加速を行わない	窪田	通年
			3. タイヤの空気圧を定期的に確認する	窪田	通年
			4. 移動ルートを調べ、走行距離の短縮化を図る	新谷	通年
	工場	興梠	1. アイドリング・ストップを励行する	川添	通年
			2. 急発進・急加速を行わない	川添	通年
			3. タイヤの空気圧を定期的に確認する	川添	通年
			4. 移動ルートを調べ、走行距離の短縮化を図る	川添	通年
④液化石油ガス使用量1%の削減	工場	興梠	1. 乾燥機の温度を一定に保つ。	藤原	通年
			2. 乾燥機吹込口（外気等入口）の定期的な清掃	藤原	通年
			3. 乾燥機への投入原料の含水率の平準化	藤原	通年

2. 廃棄物排出量の削減

活動項目	サイト区分	責任者	達成手段	担当者	スケジュール
①一般廃棄物排出量の削減	本社	新谷	1. 資源ごみの分別を徹底するとともに排出量の記録を取る	渡	通年
			2. 「その他可燃ごみ」の排出量を削減し、排出量の記録を取る	渡	通年
			3. 両面印刷や裏紙利用で紙使用量を削減し、ペーパーリサイクル率を高める	新谷	通年
	工場	興梠	1. 資源ごみの分別を徹底するとともに排出量の記録を取る	青柳	通年
			2. 「その他可燃ごみ」の排出量を削減し、排出量の記録を取る	青柳	通年
			3. 両面印刷や裏紙利用で紙使用量を削減し、ペーパーリサイクル率を高める	青柳	通年
②産業廃棄物のリサイクル率の向上	工場	藤原	1. 工場での産業廃棄物分別を協力会社含めて徹底し、混合廃棄物ゼロを目指す	日田	通年
			2. 収集時での分別の確認と報告を徹底する	日田	通年
			3. 中間処理設備の保守・点検・整備を徹底し、作業効率を高める	藤原	通年

3. 水使用量の削減

活動項目	サイト区分	責任者	達成手段	担当者	スケジュール
①水使用量の削減 （現状把握）	本社	新谷	1. 日常の節水・漏水の点検を怠らない	前島	通年
			2. 社用車の洗車は必要最小限に止め、洗車時は節水に心がける	前島	通年
			3. トイレを流す際は「小」を使う	窪田	通年
	工場	興梠	1. 日常の節水・漏水の点検を怠らない	中越	通年
			2. 社用車の洗車は必要最小限に止め、洗車時は節水に心がける	日田	通年
			3. トイレを流す際は「小」を使う	中越	通年

4. 環境配慮商品購入の推進

活動項目	サイト区分	責任者	達成手段	担当者	スケジュール
①環境配慮商品購入の推進	本社	髙橋	1. 事務用品購入にあたっては、対象品目の有無を調査する	髙橋	通年
			2. 対象品目がある場合は出来るだけ購入を進め、品目数を記録する	髙橋	通年

5. 廃棄物収集運搬量の増加

活動項目	サイト区分	責任者	達成手段	担当者	スケジュール
①廃棄物収集運搬量２%の増加	全社	新谷	1. 下見件数（５件／月）	吉木	通年
			2. 見積作提出件数（５件／月）	吉木	通年

6. 食品廃棄物の再資源化促進

活動項目	サイト区分	責任者	達成手段	担当者	スケジュール
①廃棄物・資源物の再資源化促進	工場	興梠	1. 調合調整で不適合品（含水率12%以上）の割合を減らす	藤原	通年
			2. 廃プラスチック類を分別徹底し、再生利用処理業者への搬入率を増やす	藤原	通年

7. 地域貢献の実施

活動項目	サイト区分	責任者	達成手段	担当者	スケジュール
①職場体験の受入・障害者就労支援	全社	髙橋	1. 地域の中学生の職場体験の受入	吉木	実施時期のみ(秋頃)
			2. 障害者施設への就労支援(一部業務委託)	興梠	通年

6. 環境経営計画に基づき実施した取組内容

・2025年度運用期間（4月～3月）に当社が実施した環境への取組は、以下のとおりです。
・なお、実施に当たっては、社内に次のような実施体制を構築して、全社員が一丸となって実施しました。

（1）エコアクション21実施体制

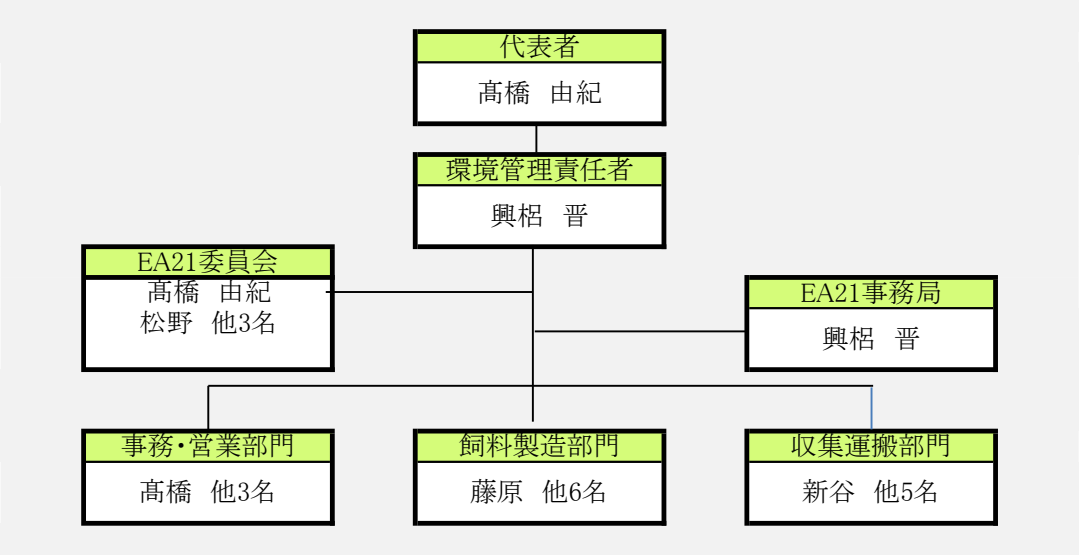



事業系一般ごみの分別

冷蔵庫
使用注意

CO2削減

LED使用



コピー機　節電モード







ごみ
削減







節水





グリーン購入



本社　シュレッダーごみ
分別



工場　LED化



バッテリーフォークリフト運用・継続

CO2削減2021年度から追加での取り組み



第二工場LED照明使用

紙使用量削減
2021年度から追加
での取り組み

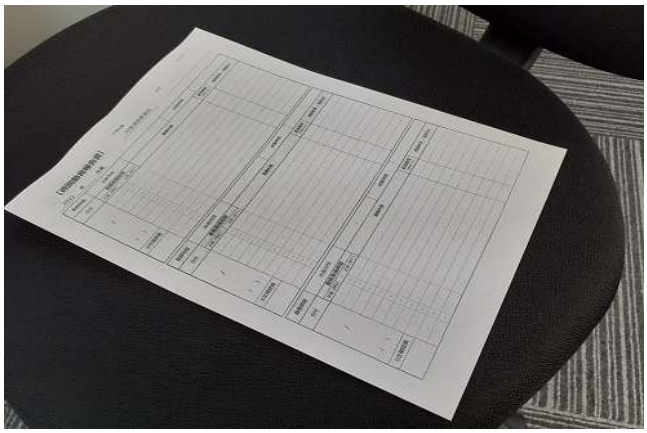

日報から週報への変更

7. 環境経営目標及び環境経営計画の実施・取組結果とその評価の実績、並びに次年度の取組

(1)環境経営目標の実績とその評価

2025年度運用期間の環境経営目標達成状況は以下のとおりでした。
1. 二酸化炭素排出量は未達成でした。飼料製造工場での受入量増加に伴い乾燥処理時に使用するLPガス量が増えたことや工場稼働時間が長くなったこと、従業員数が増えたことにより事務所や工場の電気使用量が増えたことが影響しています。軽油使用量は運搬ルートの見直しの継続により目標を達成出来ております。
2. 廃棄物排出量は一廃が未達成でした。取り組み自体は行えていましたが例年にない規模での社内清掃を行ったことで排出量が増加しました。産廃リサイクル率は未達成でしたが昨年から引き続き自社からの運搬コストを下げるため熱回収ではないが、距離が近い処分場への搬入を続けた影響です。リサイクル率は低下しましたが時短、使用燃料、高速料金の削減が出来ました。
3. 水使用量、トイレや手洗い以外に洗車等の水の大量使用時の節水に取り組んでおりましたが、今期は目標を達成できておりません。
4. 環境配慮商品購入は未達成ですが、まず今ある物で目的が果たせないかに重点を置き、物品の購入品数自体を削減した影響もあると思います。
5. 収集運搬量の増加に関して目標の頭打ちも検討。新規開拓や既存の顧客からの依頼は数値に現れてはいなませんが継続しております。
6. 食品廃棄物の再資源化は達成。今後も処理設備の安定的な運転の継続と乾燥物の受入量増加に取り組み再資源化率の向上を目指します。
7. 昨年と同様で地域の中学校からの職場体験受入は新型コロナの影響で廃止、平日の選別作業での就労支援は継続出来ている

環境目標	サイト区分	単位	2025年度運用期間（2025年4月～2026年3月）		目標達成率 ※2	目標達成評価 ※3
			目標※1	実績		
1. 二酸化炭素排出量の削減	全社	kg-CO_2	1,043,284	1,136,043	92%	△
①電気使用量削減	本社	kWh	3,794	3,725	102%	○
	工場(飼料)・倉庫	kWh	389,664	453,853	86%	△
	トラックスケール	kWh	※5	673	-	-
	工場(圧縮)	kWh	-	15	-	-
②ガソリン使用量削減	本社	ℓ	160	552	29%	×
③軽油使用量削減	全社	ℓ	63,595	63,801	100%	△
④液化石油ガス使用量	工場(飼料)	kg	222,464	243,940	91%	△
2. 廃棄物排出量の削減						
①一般廃棄物排出量の削減	全社	kg	620	548	113%	○
②産業廃棄物のリサイクル率の向上	工場	%(リサイクル率)	38	30	79%	×
3. 水使用量の削減	全社	m^3	436	567	77%	×
4. 環境配慮購入の推進	全社	品数	21	20	95%	△
5. 廃棄物収集運搬量の増加	全社	t	9,863	11,846	120%	◎
6. 食品廃棄物の再資源化促進	工場(飼料)・倉庫	%(再資源化率※4)	90	77	86%	△
7. 地域貢献の実施	全社	継続的実施	実施	実施済	-	○

備考)※1 目標値は基準年(2022年度)の同期間実績値から削減率を乗じて設定した。
※2 目標達成率の計算　目標÷実績×100(削減目標の場合)、 実績÷目標×100(増加目標の場合)
※3 評価区分◎:目標達成率≧120%　○:＞100%　△:≧80%　×:＜80%
※4 食ロスの再資源化率=売却した飼料原料(菓子粉)の量(t)÷中間処理を受託した動植物性残渣(パン等)の量(t)×100
※5 トラックスケールに関して、2025年6月運用開始の為、次年度より目標値を設定する

（２）環境経営計画の取組結果とその評価

2025年4月～2026年3月度運用期間中の環境経営計画の結果及び評価は以下の通りです。

EA21についての取組の定着もみうけられ社員全員で担当している活動項目の集計・管理を行い、ライフラインを気にするなど、引き続き全体の意識向上をさらに目指してまいりす。
目標数値の見直しを行ってからも、目標に届かない事もございましたが、少しずつ目標値に近づいていると思う。

1. 二酸化炭素排出量の削減

活動項目	サイト区分	達成状況	達成手段	実施状況	評価
①電気使用量の削減	本社	○	1. 室内温度は冷房時28度、暖房時20度を目安にエアコン設定温度を調節する。	○	＜現状＞ ・これまで実数地などの見直しを繰り返してきたが、ようやく目標と釣り合う数値になってきた。目標に向かいやすくなってきている。 ＜次年度＞ ・ガソリン使用量に関して、営業課の本格的始動に伴い営業車を1台導入している為、これまでの実績値から大きく数値が変わっている。ガソリン使用量については、次年度で再度見直し。
			2. 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行して、冷暖房温度や機器使用を抑える。	○	
			3. 夜間、休日、パソコン、プリンター等の主電源を切る。	○	
			4. 昼休みは事務所の照明を消す。	△	
	工場倉庫	△	1. 室内温度は冷房時28度、暖房時20度を目安にエアコン設定温度を調節する。	○	
			2. 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行して、冷暖房温度や機器使用を抑える。	○	
			3. 夜間、休日、パソコン、プリンター等の主電源を切る。	○	
			4. 昼休みは事務所の照明を消す。	△	
②ガソリン使用量の削減	本社	△	1. アイドリング・ストップを励行する。	○	
			2. 急発進・急加速を行わない。	◎	
			3. タイヤの空気圧を定期的に確認する。	○	
			4. 移動ルートを調べ、走行距離の短縮化を図る。	○	
③軽油使用量の削減	全社	○	1. アイドリング・ストップを励行する。	△	
			2. 急発進・急加速を行わない。	◎	
			3. タイヤの空気圧を定期的に確認する。	○	
			4. 移動ルートを調べ、走行距離の短縮化を図る。	○	
④ＬＰガス使用量の削減	工場	△	1. 乾燥機の温度を一定に保つ。	○	
			2. 乾燥機吹込口（外気等入口）の定期的な清掃	○	
			3. 乾燥機への投入原料の含水率の平準化	○	

備考）達成状況判定区分　◎：目標達成率≧120%　○：100%≦達成率＜120%　△：90%≦達成率＜100%　×：達成率＜90%
　　ー：判定不可
　　実施状況判定区分　◎：よく実施されている（定着状態）○：実施されている　△：ほぼ実施されている
　　×：実施されていない　　ー：判定不可

2. 廃棄物排出量の削減

活動項目	サイト区分	達成状況	達成手段	実施状況	評価
①一般廃棄物排出量の削減	全社	×	1. 資源ごみの分別を徹底するとともに排出量の記録を取り排出量を削減する。	◎	＜現状＞ ・良くできている ＜次年度＞ ・現在の取組を継続
			3. 両面印刷や裏紙利用で紙使用量を削減し、ペーパーリサイクル率を高める。	○	
②産業廃棄物の リサイクル率の向上	工場	×	1. 現場での産業廃棄物分別を協力会社を含めて徹底し、混合廃棄物ゼロを目指す。	○	＜現状＞ ・費用対効果の中で良くできている ＜次年度＞ ・良くできてはいるが、さらに協力会社などを巻き込んだ対策が必要
			2. 収集時での分別の確認と報告を徹底する。	○	
			3. 中間処理設備の保守・点検・整備を徹底し、作業効率を高める。	○	

3. 水使用量の削減

活動項目	サイト区分	達成状況	達成手段	実施状況	評価
①水使用量の削減	全社	×	1. 水の使用場所には節水シールを貼り、節水コマを取付ける。	○	＜現状＞ ・洗車時の使用が大きく影響するため、洗車時の節水の心掛け。 ＜次年度＞ ・現在の取組継続
			2. 社用車の洗車は必要最小限に止め、洗車時は節水に心がける。	○	
			3. トイレを流す際は「小」を使う	○	

4. 環境配慮商品購入の推進

活動項目	サイト区分	達成状況	達成手段	実施状況	評価
①環境配慮購入の推進	本社	△	1. 事務用品購入に当たっては、対象品目の有無を調査する。	○	＜現状＞ ・物品購入の機会の範囲では良くできている ＜次年度＞ ・現在の取組継続
			2. 対象品目がある場合は出来るだけ購入を進め、品目数を記録する	○	

5. 廃棄物収集運搬量の増加

活動項目	サイト区分	達成状況	達成手段	実施状況	評価
①産廃物収集運搬量の増加	全社	○	1. 下見件数（５件／月）	○	＜現状＞ ・良く出来ている ＜次年度＞ ・取組継続。営業課増員の為、更なる件数の向上に期待
			2. 見積作成提出件数（５件／月）	○	

6. 食品廃棄物の再資源化促進

活動項目	サイト区分	達成状況	達成手段	実施状況	評価
①食品廃棄物の再資源化促進	全社	○	1. 調合調整で不適合品（含水率12%以上）の割合を減らす	○	＜現状＞ ・処理能力なども視野に入れながらの取り組み ＜次年度＞ ・取組継続
			2. 廃プラスチック類を分別徹底し、再生利用処理業者への搬入率を増やす	○	

7. 地域貢献の実施

活動項目	サイト区分	達成状況	達成手段	実施状況	評価
①障害者就労支援	全社	○	1. 障害者施設の就労支援	○	＜現状＞ ・就労支援の作業環境に注意。 ＜次年度＞ ・取組継続。

(3) 次年度の環境経営目標及び環境経営計画
(環境経営目標はP－12参照)

1. 二酸化炭素排出量の削減

活動項目	サイト区分	達成手段	スケジュール
①電気使用量の削減	本社	1. 室内温度は冷房時28度、暖房時20度を目安にエアコン設定温度を調節する。	通年
		2. 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行して、冷暖房温度や機器使用を抑える。	
		3. 夜間、休日、パソコン、プリンター等の主電源を切る。	
		4. 昼休みは事務所の照明を消す。	
	工場倉庫	1. 室内温度は冷房時28度、暖房時20度を目安にエアコン設定温度を調節する。	
		2. 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行して、冷暖房温度や機器使用を抑える。	
		3. 夜間、休日、パソコン、プリンター等の主電源を切る。	
		4. 昼休みは事務所の照明を消す。	
②ガソリン使用量の削減	本社	1. アイドリング・ストップを励行する。	
		2. 急発進・急加速を行わない。	
		3. タイヤの空気圧を定期的に確認する。	
		4. 移動ルートを調べ、走行距離の短縮化を図る。	
③軽油使用量の削減	全社	1. アイドリング・ストップを励行する。	
		2. 急発進・急加速を行わない。	
		3. タイヤの空気圧を定期的に確認する。	
		4. 移動ルートを調べ、走行距離の短縮化を図る。	
④ＬＰガス使用量の削減	工場	1. 乾燥機の温度を一定に保つ。	
		2. 乾燥機吹込口（外気等入口）の定期的な清掃	
		3. 乾燥機への投入原料の含水率の平準化	

2. 廃棄物排出量の削減

活動項目	サイト区分	達成手段	スケジュール
①一般廃棄物排出量の削減	全社	1. 資源ごみの分別を徹底するとともに排出量の記録を取り排出量を削減する。	通年
		3. 両面印刷や裏紙利用で紙使用量を削減し、ペーパーリサイクル率を高める。	
②産業廃棄物のリサイクル率の向上	工場	1. 現場での産業廃棄物分別を協力会社を含めて徹底し、混合廃棄物ゼロを目指す。	通年
		2. 収集時での分別の確認と報告を徹底する。	
		3. 中間処理設備の保守・点検・整備を徹底し、作業効率を高める。	

3. 水使用量の削減

活動項目	サイト区分	達成手段	スケジュール
①水使用量の削減	全社	1. 水の使用場所には節水シールを貼り、節水コマを取付ける。	通年
		2. 社用車の洗車は必要最小限に止め、洗車時は節水に心がける。	
		3. トイレを流す際は「小」を使う	

4. 環境配慮商品購入の推進

活動項目	サイト区分	達成手段	スケジュール
①環境配慮購入の推進	本社	1. 事務用品購入に当たっては、対象品目の有無を調査する。 2. 対象品目がある場合は出来るだけ購入を進め、品目数を記録する	通年

5. 廃棄物収集運搬量の増加

活動項目	サイト区分	達成手段	スケジュール
①産廃物収集運搬量の増加	全社	1. 下見件数（５件／月） 2. 見積作成提出件数（５件／月）	通年

6. 食品廃棄物の再資源化促進

活動項目	サイト区分	達成手段	スケジュール
①食品廃棄物の再資源化促進	全社	1. 調合調整で不適合品（含水率12%以上）の割合を減らす 2. 廃プラスチック類を分別徹底し、再生利用処理業者への搬入率を増やす	通年

7. 地域貢献の実施

活動項目	サイト区分	達成手段	スケジュール
①障害者就労支援	全社	1. 障害者施設の就労支援	通年

8.環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟等の有無

・2025年度運用期間において、環境関係法令の遵守確認を行った結果は以下のとおりで、法令違反はありませんでした。
・また、利害関係者、指導行政機関、外部からの違反の指摘も、過去3年間ありませんでした。
・関連法規内に、消防法及び浄化槽法を追記。

判定区分　○:遵守　×:不遵守　ー:該当なし

法令名称（略称）	法令条項	当該設備、業務等	要求事項	要求内容	遵守状況判定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	法15条	1. 産業廃棄物処分業許可対象物①圧縮:廃プラスチック類(自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。)②乾燥:動植物性残さ 2. 産業廃棄物収集・運搬許可対象物:許可証参照	廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設の設置又は規模の変更に当たっては福岡県知事の許可を得ること	○
	法12条の3規則8条の22、23		産業廃棄物管理票の送付	運搬受託者は、運搬が終了したときは、10日以内に、受託者の氏名又は名称、担当者名、年月日を記載し管理票交付者に管理票の写しを送付	○
	法12条の3規則8条の24，25		産業廃棄物管理票の送付	処分受託者は、処分を終了したときは、受託者の氏名又は名称、担当者名、年月日、最終処分地を記載し、10日以内に管理票交付者に管理表を送付	○
	法12条の3規則8条の25の2、25の3		産業廃棄物管理票の送付	処分受託者は、中間処理産業廃棄物の最終処分が終了の旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、交付された管理表又は回付された管理表に最終処分が終了した旨を記載し、10日以内に管理票を送付	○
	法12条の3規則8条の26		産業廃棄物管理票の保管	運搬受託者、処分受託者は管理票又は管理票の写しを5年間保存する	○
	規則10条の8第1項及び21第1項		帳簿記載義務	産業廃棄物処理業者は事業所ごとに帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとに前月中における実績等を毎月末までに記載し、1年ごとに閉鎖し閉鎖後5年間保管しなければならない	○
	法12条　令6条規則7の2の2		収集運搬時の表示等	運搬車車体外側に産業廃棄物運搬者である表示を行い、車輌に書面(管理票、許可証のコピー)を備え付けること	○
	法21条		技術管理者の設置	産業廃棄物処理施設(政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。)の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない	○
	法18条県施行細則14条		産業廃棄物処理実績等報告	法第12条8項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに当該事業場における産業廃棄物の種類ごとに前年度の実績を都道府県知事に報告	○
	法12条の3規則8条の26		産業廃棄物管理票の写しの保管期間	管理票((A票、B2票、C票、D票、及びE票))の写しの保管:5年間	○
	法12条の3　規則8条の28，29		産業廃棄物の運搬、処分の状況把握と必要な処置	下記に該当する場合は、運搬、処分の状況を把握し、必要な処置を講じるとともに30日以内に知事に報告書を提出する。 ①管理票送付後、管理票の写しが90日以内(特管物は60日以内)に運搬受託者、処分受託者から送付がないとき ②180日以内に最終処分終了の管理票の写しの送付がないとき ③虚偽の記載がある管理票の写しの送付を受けたとき	○
	法12条3項、4項、5項　令6条の2、規則8条4、4の2、4の3		委託契約基準	・収集・運搬業者及び処分業者と書面による委託契約を交わす ・委託契約書には許可証の写しの添付 ・委託契約書の保管:5年間保存	○
	法12条の3の6項		産業廃棄物管理票の交付状況等報告	廃棄物を排出する事業者は、事業場毎にその年の6月30日までにその年の3月31日以前1年間に交付した管理表交付等の状況に関し報告書を作成し都道府県知事に報告	○
特殊自動車排ガスの規制に関する法律(オフロード法)	法17条	フォークリフト(電気、ヒンジド、回転)	特定特殊自動車の使用の制限	特定特殊自動車は、基準適合表又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはならない	○
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	法5条	該当物:購買する物品	事業者及び国民の努力義務	物品購入の際など、できる限り環境物品の選択をするように努める	○
フロン排出抑制法	法16、41、45条	第一種特定製品の使用と廃棄	・適正な設置、簡易点検、フロン漏えい時措置、点検記録簿の記録・保存 ・フロン類の引き渡し、引き取り証明書	・適正な設置、簡易点検、フロン漏えい時措置、点検記録簿の記録・保存:3年間、同保存:廃棄後3年間　(法16条) ・第1種フロン改修業者へのフロン類の引き渡し(法41条)、引き取り証明書の保存3年、同写しの交付(法45条)	○
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	法2条 4 項 法9条 法11条	対象物:動植物性残さ	再資源化の実施	食品関連事業者※1(食品の製造・加工業者、食品の卸売・小売業者、飲食店業その他食事の提供を伴う事業者)は業種別に再生利用等の実施率目標が設定され、そのうち食品廃棄物等の前年度発生量が 100 トン以上の事業者(食品廃棄物等多量発生事業者)は、毎年度主務大臣に食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告する義務※2 があり、再生利用等が著しく不十分な場合、勧告等を受ける※3	○

法令名称（略称）	法令条項	当該設備、業務等	要求事項	要求内容	遵守状況判定

消防法	第9条 3	LPG	消防阻害物質	液化石油ガスは、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるもの であり、その貯蔵、取扱いに関する情報は消防機関として必要な情報であることから、消防法第 9 条の 3の規定に基づく届出を行う必要がある。	○
浄化槽法	第7, 8, 9条	対象箇所:工場(中間処理乾燥)	・水質検査 ・保守点検 ・清掃	・新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更された浄化槽については、浄化槽の所有者、占有者その他当該浄化槽の管理について権限を有する者(以下浄化槽管理者という)は、環境省令で定める期間内(3カ月経過した日から5カ月の間に)指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。 ・指定機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは環境省令で定めるところにより遅滞なく省令で定める事項を知事に報告しなければならない。 ・浄化槽の保守点検は、浄化槽の「保守点検の技術上の基準」にしたがって行わなければならない。 ・浄化槽の清掃は、浄化槽の『清掃の技術上の基準」に従って行わなければならない。	○
	第10、11条	対象箇所:工場(中間処理乾燥)	・浄化槽管理者の義務 ・定期点検	・浄化槽管理者は毎年1回(環境省令で定める場合にあっては省令で定める回数・規則第6条、第7条)浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 ・浄化槽管理者は、保守点検又は清掃の記録を作成し、3年間保存しなければならない。ただし保守点検又は清掃を委託した場合には、交付を受けたきろくを、3年間保存しなければならない。 ・政令で定める規模(処理対象人員が501人以上)の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。 技術管理者を変更したときは、変更の日から30日以内に、報告書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する場合は、この限りでない。 ・技術管理者の資格は、浄化槽管理者の資格を有し、2年以上実務に従事した経験を有する者等とする。 ・浄化槽管理者は浄化槽の保守点検を登録を受けた者に、また浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託できる。 ・浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になったものは、変更の日から30日以内に、報告書を都道府県知事に提出しなければならない。 ・浄化槽管理者は、毎年1回(環境省令で定める場合にあっては省令で定める回数)指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない	○
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第3条	飼料製造	動物性タンパク質の利用制限	農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物(家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。)が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物(家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。)の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。	○
	第23条		有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止	農林水産大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第1号若しくは第2号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となつて、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者若しくは販売業者に対し、当該飼料若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用者に対し、当該飼料の使用を禁止することができる。	○
	第32条		製品表示義務	農林水産大臣は、飼料の消費者がその購入に際し栄養成分に関する品質を識別することが著しく困難である飼料で、使用上当該品質を識別することが特に必要であるため当該品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定めるものについて、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定めるものとする。	○
	第52条		帳簿記録・保存義務(8年間)	第3条第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又は飼料添加物を製造し、又は輸入したときは、遅滞なく、その名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。 2 前項に規定する飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。 3 前二項の帳簿は、2年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。	○
食品残さ利用飼料の安全性確保ガイドライン		飼料製造		食品残渣等を利用して製造される飼料の安全性確保及び家畜衛生の観点から、原料収集、製造、保管、給与等の各過程における管理の基本的な指針を示すもの。 ※「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」参照	○
食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン	第4－4	飼料製造		(1)細菌、ウイルス等病原微生物汚染対策(加熱処理等の条件等) ① 3の(1)で、加熱処理等が必要な原料を受け入れている場合には、以下のとおり、加熱処理等を行うこと。 ア 豚用飼料を製造する飼料製造業者及び豚用飼料と同じ製造工程で、豚以外の家畜用飼料を製造する飼料製造業者(製造した飼料の出荷先が加熱処理等を行う事業場であることが担保できる場合を除く。) 成分規格等省令別表第1の6に基づき、以下の加熱処理等を行うこと。 (ア)原料として用いる動物由来食品循環資源について、撹拌しながらその全体の温度を90℃以上に60分間以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。なお、同等以上の効果を有する方法の例として、撹拌しながらその全体の温度を95℃以上に19分間以上又は100℃以上に6分間以上保つ方法が挙げられる。	○
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条の2	対象箇所:工場(中間処理乾燥)	・貯蔵の構造、設置基準 ・保安距離 ・火気距離 ・電気設備 ・安全装置	供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事(以下「液化石油ガス設備工事」という。)は、供給設備についてのものにあつてはその供給設備が第十六条の二第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に、消費設備についてのものにあつてはその消費設備が第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に、それぞれ、適合するようにしなければならない。	○

法令名称 (略称)	法令条項	当該設備、業務等	要求事項	要求内容	遵守状況判定

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第27条の1	対象箇所：工場（中間処理乾燥）	・定期自主点検の実施	供給設備を点検し、その供給設備が第16条の2第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその供給設備により液化石油ガスを供給している液化石油ガス販売事業者に通知する業務	○

9. 代表者による全体の評価と見直し・指示

・2025年度のシステム運用状況に対して、代表者による取組評価と見直しを実施しました。
・基準年の見直しの効果で達成度が釣り合ってきている。
・引き続き使用量削減に意識を向け、さらに全体で目標達成を実感できる取り組みを進める。

記録その1	評価及び見直しに必要な情報（環境管理責任者）	記録日	2026.4.27

運用情報区分	環境経営目標	環境経営目標の達成状況	環境経営計画の実施状況	コメント
環境経営目標・環境経営計画の達成状況	1. 二酸化炭素排出量の削減	△	○	事業量の増加がしているが、達成できている。次年度も継続すること。
	2. 廃棄物排出量の削減	×	○	今以上のリサイクルを会社全体で意識して実施していけば目標達成も可能だと思う。
	3. 水使用量の削減	×	○	生活用水の使用が主な為、節水の数値には表れにくいかもしれないが、今後も意識した水の使用を継続する。
	4. 環境配慮商品購入の推進	△	○	新年度も、環境配慮商品購入を確認することとしている。
	5.産廃物収集運搬量の増加	○	○	今後も収集運搬量の増加見込み。2社分を1台へ相積みして、運搬効率の向上への取り組みを開始
	6.食品廃棄物の再資源化促進	○	○	今後も再資源化のための原料(処理量)は増加見込み。
	7.地域貢献の実施	○	○	今後も積極的に実施していく予定。
環境関連法規等の遵守状況	全て遵守できており目標達成。法改正の確認など実施して今後も取り組みます。			
内部・外部からの環境に関する要望・苦情・提案等	2025年度において、内部・外部からの環境に関する要望・苦情・提案の発生はありませんでした。			
緊急事態に対する試行訓練結果	緊急事態の訓練については、日頃より意識して行うことで発生時に行動ができる様、引き続き実施します。			
問題点の発生とその是正・予防処置	2025年度において、問題点は発生しませんでした。			
その他 （改善への提案等）	今後も社員全体を巻き込んで環境に意識して取り組みます。			
前回審査時の指摘事項に対する対応状況等				

記録その2	評価及び変更の必要性と指示（社長：高橋 由紀 ）	記録日	2026.5.25

評価	環境経営システムが有効に機能しているか	環境経営システムは、有効に機能しており問題ありません。
	環境への取組は適切に実施されているか	当社の環境経営方針≪環境行動指針≫に基づき各環境目標ごとに手順書通り実施出来ている、自社で取り組み出来る項目に関しては今まで以上に実施すること。経営活動量の増加により未達成の項目もあるが、収集車両の変更などを検討し少しでも環境負荷が軽減できるよう引き続き取り組んで行く。今年度も産業廃棄物リサイクル率の向上の目標について、引き続き排出元に協力頂けるようにお願いしていく。
見直し	環境経営方針 変更の必要性（○有　●無）	環境経営方針の変更の必要性は無いと判断しました。
	環境経営目標・環境経営計画 変更の必要性（●有　○無）	事業量の増加に伴い、今年度から目標値を変更した。さらなる事業の増大が見込まれた場合は、目標値や経営計画を変更する必要がある。（基準年を2024年度とする）
	その他の環境経営システムの要素 変更の必要性（○有　●無） ○1. 取組の対象組織・活動の明確化 2. 環境経営方針の策定 ○3. 環境負荷、取組の把握及び評価 ○4. 環境関連法規等の取りまとめ 5. 環境経営目標、環境経営計画の策定 ○6. 実施体制の構築 ○7. 教育訓練の実施 ○8. 環境コミュニケーションの実施 ○9. 実施及び運用 ○10. 環境上の緊急事態への準備及び対応 ○11. 環境関連文書及び記録の作成・管理 ○12. 取組状況の確認、問題の是正・予防 13. 代表者による全体の評価と見直し	収集運搬量の増加に伴い環境経営目標につり合うように、基準年を「2024年度」とします。環境コミュニケーションについて今後は積極的に活動し、地域に密着した企業となるよう取り組んでいきましょう。